

第 1 3 1 号議案

足立区大学病院施設等整備費補助金交付条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 1 2 月 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区大学病院施設等整備費補助金交付条例

(目的)

第 1 条 この条例は、足立区内に高度かつ専門的な医療の機能を有する大学病院（歯学又は医学を履修する課程を置く大学に附属する病院をいう。以下同じ。）を新たに開設する者に対し、大学病院の施設等の整備費の一部を補助することにより、区民が安心できる地域医療の充実を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助の対象となる事業は、大学病院を新たに開設する学校法人が行う次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。

(1) 足立区内において高度かつ専門的な医療の機能を有する大学病院の開設のために行う病院棟の建設に係る事業

(2) 前号に規定する病院棟において使用する先進高額医療機器の導入に係る事業

(交付対象)

第 3 条 この条例による補助は、補助事業を行う学校法人（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で行う。

2 補助の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち規則で定めるものとする。

(補助金の額)

第 4 条 同一の補助事業に対するこの条例による補助金の額の総額は、第 2 条第 1 号に規定する事業（以下「1 号事業」という。）にあっては

80億円、同条第2号に規定する事業（以下「2号事業」という。）にあっては5億円を超えることはできない。

2 前項に掲げるもののほか、補助金の額については規則で定める。

（補助金の交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、補助金の交付の申請を行わなければならない。

（決定の通知）

第6条 区長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 区長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

3 区長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を規則で定めるところにより補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（補助事業の遂行状況の報告）

第7条 区長は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者による補助事業の遂行状況の調査を行い、又は補助事業者に補助事業の遂行状況を報告させることができる。

（補助事業の遂行命令）

第8条 区長は、前条の調査又は報告により、補助事業者の補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 区長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第9条 第6条の規定による補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、規則で定めるところにより、補助事業の実績を区長に報告しなければならない。

(是正のための措置)

第10条 区長は、前条の規定による報告に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

2 前条の規定は、前項の命令により補助事業者が行う補助事業について準用する。

(補助金の額の確定)

第11条 区長は、規則で定めるところにより、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助事業者が偽りその他不正な手段により補助を受けたとき、又は受けようとしたとき。

(2) 補助事業者が補助金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。

(3) 補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 病院棟の建設ができなくなったとき。

(5) 1号事業が完了した場合に、当該1号事業におけるこの条例による補助の対象となる経費の額から国、東京都等からの補助の額を除いた額の2分の1に相当する額が40億円を超えないとき。

(6) 区長がその後の事情の変更等により特別な必要が生じたと認

めるとき。

(7) 補助事業者がこの条例の規定又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

2 前項の規定は、前条の規定により補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第13条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 区長は、第11条の規定により補助事業について交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(審査会)

第14条 区長は、補助金の交付の決定、その取消しその他のこの条例に基づく補助金に関する事項について、区長の諮問に応じて調査又は審議させるため、区長の附属機関として足立区大学病院施設等整備費補助金交付審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、弁護士、公認会計士、学識経験者、区職員等で前項に規定する調査又は審議に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員6名以内をもって組織する。

3 委員の任期は、3年とする。

4 審査会に会長及び副会長を置く。

5 前3項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区大学病院施設等整備費補助金交付審査会	日額 1万5,000円
-----------------------	-------------

(提案理由)

大学病院施設等の整備を行う学校法人に対して補助を行う必要がある
ので、この条例案を提出いたします。